

金融商品会計の行方

米国財務会計基準審議会 (FASB) 国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜

はじめに

2010年5月26日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書 (ASU) 案 (公開草案) 「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) 並びに金融商品 (Topic 825) : 金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」 (以下「本公開草案」という。) を公表した。

金融商品プロジェクトが国際会計基準審議会 (IASB) との MoU プロジェクトの1つであるにも関わらず、本公開草案の内容が IASB の提案の内容と大きく異なっていたため、目標期日までに収斂された会計基準を公表できるかどうか注目が集まっている。

本稿では、本公開草案と IASB の提案の内容の差異について概観する。FASB のボード・メンバー及びスタッフが個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関する FASB 及び IASB の公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

提案内容の違い

米国会計基準も国際財務報告基準 (IFRSs) も、金融商品に対して複数の測定属性を採用している。

【金融資産】

本公開草案では、ほとんどの金融商品の測定属性は、公正価値となる。主として、金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するため保有するかどうかに関連する特定の要件が満たされた場合にのみ、償却原価に関する情報も表示され、公正価値の変動のうち、定められた部分については、その他の包括利益 (OCI) に含めて認識される。

一方、IFRS 第9号「金融商品」では、類似する要件が満たされた場合に、金融資産は償却原価により測定され、公正価値に関する情報は注記される。

本公開草案は、企業が、契約上のキャッシュ・フローの回収又は支払いのために保有することを意図する金融商品について、償却原価に関する情報と、公正価値に関する情報の双方が、財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供するという見解に立っている。

一方、IFRS 第9号は、金融資産について、

金融資産のキャッシュ・フローの特性と、企業の金融資産に関する事業戦略に基づき、公正価値か償却原価のいずれか一方が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性に関する、より関連性のある、有用な情報を提供するという見解に立っている。

分類方法の違いにより、本公開草案では、ローンは、公正価値により測定され、償却原価に関する情報も表示されるのに対し、IFRS 第9号では、ローンは、一定の要件を満たす場合に、償却原価により測定され、公正価値に関する情報が注記される。

本公開草案では、負債商品及び資本商品へのすべての投資は公正価値により測定される。これに対し、IFRS 第9号では、負債商品への投資は、一定の要件を満たす場合、市場価格が存在し、活発な市場において取引されるものも含め、償却原価により測定することが認められる(公正価値に関する情報は注記される)。要件を満たさないものは、公正価値により測定される。また、IFRS 第9号では、売買目的で保有していない資本商品についてのみ、公正価値の変動をOCIに含めて認識することを選択できるが、この選択を行わない資本商品については、公正価値の変動を当期純利益に含めて認識する。

【金融負債】

本公開草案では、金融負債は、公正価値、償却原価(要件を満たす場合に限る。)又は再測定金額(コア預金負債に限る。)により測定される。金融負債は、IFRS 第9号の範囲に含まれないが、IASBは、公正価値オプションの下で公正価値により測定された金融負債を除き、金融負債に関する現行基準を維持することを暫定的に合意している。現行のIFRSsは、コア預金負債を含むほとんどの金融負債について、売買目的で保有しない場合には、償却原価によって測定している。本公開草案は、要件を満たす

金融負債について、償却原価オプションを提供しているが、IFRSsでは、要件を満たす金融負債について、公正価値オプションを提供している。

また、本公開草案は、これまで、分離することが要求されていた、主契約が金融商品である混合金融商品について、分離せずに、その全体を分類し、公正価値により測定することを提案している。IFRSsは、特定の状況において、混合金融負債商品を分離し、デリバティブを公正価値により測定し、主契約を償却原価により測定している。

全体的にみれば、これらの測定に関する違いにより、本公開草案によった場合が、IFRSsによった場合よりも、財政状態計算書において公正価値によって測定する金融商品が多くなる。この違いは、報告される資本(株主持分)の違いとしても現れる。金融資産の測定方法の違いは、ほとんどの企業にとって、包括利益の違いをもたらすが、当期純利益の違いは、限定的である。しかし、IFRSsが混合金融負債の分離を要求し続け、本公開草案は、そのような負債を分離せず、その全体を公正価値により測定し、公正価値の変動のすべてを当期純利益に含めて認識することを提案しているため、企業によっては、当期純利益の違いが重要になることもある。

【金融資産の減損、ヘッジ会計】

金融資産の減損については、IASBも、信用損失について引き当て、利息収益を認識する独自のアプローチを、IASBの公開草案において提案している。FASBの利息収益認識モデルも、IASBの利息収益認識モデルも、減損を認識することにより認識される利息収益が減少するという点では同じであるが、信用減損を認識する時期と実効利率の算定方法が異なっている。

両ボードは、世界中から集められた、主要な

金融機関その他の企業、監査法人、及び規制当局等の代表者により構成される専門家諮問委員会（EAP）を設立し、ここからインプットと助言を得ている。この委員会は、両ボードのそれぞれのアプローチについて、運用上のインプットを提供しており、金融資産の減損及び利息収益の認識に関する共通のアプローチを開発する両ボードの作業を手助けするものである。

IASBは、ヘッジ会計に関する提案を、近々、公表する予定である。

おわりに

FASBとしては、本公開草案を、IASBと共同で公表することが理想的であった。金融商品会計という複雑な領域において、包括的な改善を行い、金融商品に関する財務情報の国際的な比較可能性を高めることは、今でも、両ボードにとっての目標である。しかし、両ボードは、それぞれに異なる要請を受けたことにより、結果として、特定の金融商品の会計処理について、異なるアプローチを提案することとなった。FASBの主目的は、米国の財務報告を改善するような会計基準を開発することにある。IFRSsを採用する、財務報告制度が発展途上の法的管

轄権において改善であるとみなされることが、米国においては、改善であるとみなされないことがある。さらに、IASBが、金融商品に関する会計基準を複数のフェーズに分けて置き換えているのに対して、FASBは、本公開草案のような、包括的な提案を開発している。これらの結果、多くの重要な技術的論点について、両ボードは異なる結論に達している。

本公開草案の公表を受けて、両ボードは、米国基準とIFRSsの間の差異を削減する努力を続けることを約束した。その戦略には、プロジェクトの目的を達成しつつ、コンバージェンスが前進する形で、見解の相違を調整できないか、本公開草案に寄せられたコメント・レター等を両ボードで検討することが含まれている。

【参考文献】

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft), "Derivatives and Hedging (Topic 815) and Financial Instruments (Topic 825): Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities,"* May 27, 2010.